

I 章

どのようなことに気をつけるべきか

- 1 姫路市で予想される学校災害について
- 2 被害の想定について

第I章では、姫路市で起こりうる学校災害の中から、重要かつ確実な対応が求められる災害を10選出し、それらについての被害の想定を示している。

各学校園では、この10に加え、立地条件等を考慮しながら、自校園では何が起こり、「どのようなことに気をつけるべきか」を検討していく。

1 姫路市で予想される学校災害について

姫路市で起こりうる学校災害としては、次のものが予想される。

■ 姫路市で予想される学校災害

(ブレインストーミング法^{*}を活用した作業部会部員による学校災害の枚挙 66の災害)

〔自然災害〕

- ①山崎断層帯地震(地震) ②南海トラフ巨大地震(地震・津波) ③台風 ④強風
 ⑤大雨 ⑥洪水 ⑦高潮 ⑧河川氾濫 ⑨浸水 ⑩山崩れ ⑪土砂崩れ ⑫落石
 ⑬鉄砲水 ⑭ため池災害 ⑮ゲリラ豪雨 ⑯落雷 ⑰竜巻 ⑱雹災害 ⑲積雪
 ⑳地盤沈下 ㉑光化学スモッグ ㉒異常渇水 ㉓異常高温 ㉔野生動物出沒による被害
 ㉕毒虫等による被害(スズメバチ) 等

〔人的災害〕

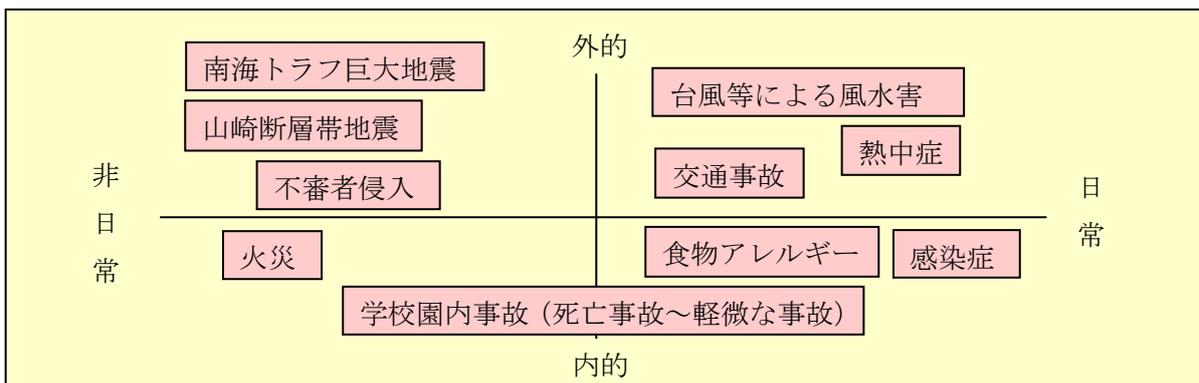
- ⑳学校火災 ㉑山火事 ㉒住宅火災 ㉓集合住宅火災 ㉔工場(コンビニート)火災・爆発
 ㉕鉄道事故 ㉖交通事故 ㉗登下校中の事故(道路陥没、溝蓋欠落、工事現場落下物)
 ㉘受動喫煙 ㉙食中毒 ㉚給食物資への異物混入 ㉛学校園内事故・怪我
 ㉜保護者からの過度のクレーム ㉝感染症(新型インフルエンザ、感染症の流行)
 ㉞熱中症 ㉟アレルギー反応 ㊱子どもの自殺 ㊲転落事故 ㊳水難事故
 ㊴学校管理下における救急搬送 ㊵紙媒体・USBメモリ等による情報紛失
 ㊶ライフラインの停止 ㊷病院機能の停止 ㊸消防機能の停止 等

〔犯罪等〕

- ㊹不審者侵入 ㊺変質者出沒 ㊻強盗 ㊼誘拐 ㊽子どもへの虐待 ㊾薬物乱用
 ㊿器物破損 ㊽いじめ ㊽暴力行為 ㊽恐喝 ㊽未成年者の喫煙
 ㊽インターネット被害(風評被害を含む) ㊽教職員の不適切行動
 ㊽無差別テロ攻撃(薬物・有毒ガス) ㊽爆破予告 ㊽データベース破壊
 ㊽コンピュータウイルス等による情報漏洩 等

^{*}ブレインストーミング法…参加者が小グループに分かれ、自由に意見を出し合うことにより、テーマに関しての多様な考えや意見を抽出する発想支援法。

■ 四象限に分けて選出した姫路市共通の学校災害



前頁の学校災害は、姫路市の学校園に共通して起こりうる災害もあれば、立地条件や子どもたちの実態などに応じて発生する災害もある。学校災害として予想した全てを本指針で整理することは現実的でないため、重要かつ確実な対応が求められるものを選出した。

その内、10の災害を姫路市共通の学校災害とし、これらの被害と影響を想定することとする。

各学校園においては、姫路市共通の学校災害を確認することに加え、立地条件等を考慮した自校園独自の学校災害について、何が起こり、どのようなことに気をつけるべきかを検討する。

姫路市共通の10の学校災害	
自然災害	
①	海溝型地震（南海トラフ巨大地震と津波）
②	内陸型地震（山崎断層帯地震）
③	台風等による風水害
人的災害	
④	火災
⑤	熱中症
⑥	感染症
⑦	食物アレルギー
⑧	交通事故
⑨	学校園内事故（死亡事故）
犯罪等	
⑩	不審者侵入

+

自校園独自の学校災害	
〔例〕	
<input type="checkbox"/>	光化学スモッグ
<input type="checkbox"/>	コンビナート火災
<input type="checkbox"/>	山崩れ・土砂崩れ
<input type="checkbox"/>	ため池災害
<input type="checkbox"/>	高潮
<input type="checkbox"/>	毒虫等による被害
	等

各学校園の災害別緊急避難場所を示す表示

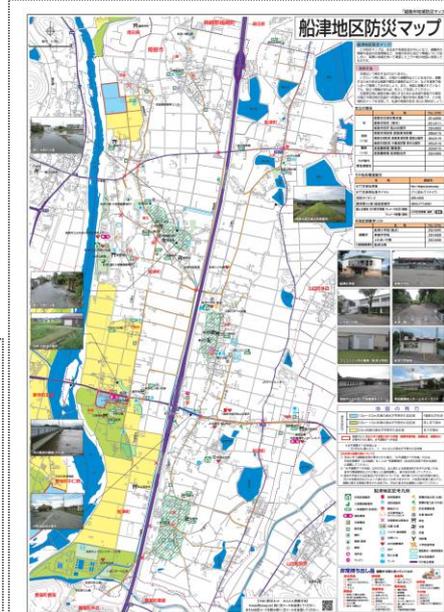


校区の災害想定には、各地区連合自治会で作成された「姫路市町地域防災マップ（右記）」が有効活用できる。また、ハザードマップは校内に掲示する等、教職員の意識づけに活用することもできる。

兵庫県 CG ハザードマップ
<http://www.hazardmap.pref.hyogo.jp>

姫路市 Web マップ
<http://www.sonicweb-asp.jp/himeji/>

姫路市内水ハザードマップ
<http://www.city.himeji.lg.jp/bousai/0000000221.html>



2 被害の想定について

(1) 被害想定のお考え方

被害の想定は、子どもたちが学校管理下にある場合という前提で検討し、「姫路市での被害」「一般的な影響」「学校園に対する影響」について考えられることを示している。これらは、現時点で公表されている内容等をもとに意見交流してまとめたものである。今後の調査研究等により最新の知見等が公表された場合は、その都度、被害や影響を再検討していくことが重要である。

■ 被害の想定を行うための手順

① 自校園で予想される学校災害を挙げる。

◎ブレインストーミング法等を活用しながら、予想される学校災害を挙げる。

② 予想した学校災害を整理する。

◎下記の二通りの考え方により、4つのパターンに分けて整理する。

- ・学校園側の要因(内的)であるのか、環境側の要因(外的)であるのか
- ・日常的に発生する災害なのか、突発的に発生する災害なのか

③ 整理された学校災害の影響度と起こりやすさを評価する。

◎4つのパターンに整理した学校災害を、影響度と起こりやすさの二点から評価し、順位付けを行う。

- ・影響度…学校園に対する影響の大小
- ・起こりやすさ…発生確率の高低

④ 優先して取り組むべき学校災害を選択する。

◎4つのパターンから、それぞれ2つ程度の災害を選び出す。

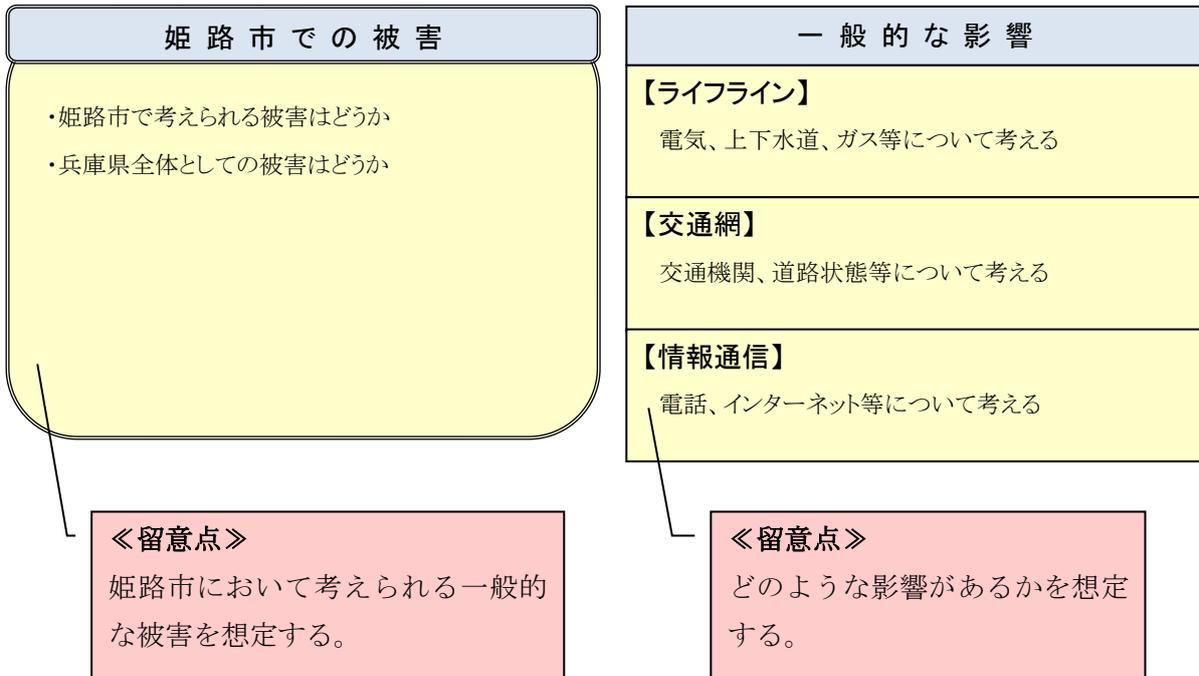
⑤ 予想される被害を調べたり、話し合ったりしながらまとめる。

◎判断に迷ったり意見が分かれたりする場面が出てくるが、その場合はメンバーによる意見交流により、合意形成をしていくようにする。

学校災害によって想定される影響

〔想定〕 基本的には、子どもたちが学校管理下にある場合を想定している。

◎ 下の表を利用し、「姫路市での被害」「一般的な影響」「学校園に対する影響」の3つの視点でまとめていく。



学校園に対する影響	
<p>【子ども】 ・その学校災害によって子どもたちはどうなるのか</p>	<p>【保護者との連絡体制】 ・保護者への連絡はどうなるのか</p>
<p>【教職員】 ・その学校災害によって教職員はどうなるのか</p>	<p>【施設や物品】 ・学校園の施設や物品に損傷はあるのか</p>
<p>【その他】 ・地域住民や報道機関等関係者などの人はどう動くのか ・その他、学校園に対する影響として考慮に入れることは何か</p>	

《留意点》

教職員で意見を出し合いながら検討する。近隣の学校園とも情報を共有しながら、常に修正していくという姿勢が大切である。

(2) 姫路市共通の学校災害

① 海溝型地震（南海トラフ巨大地震と津波）で想定される影響

〔想定〕南海トラフ巨大地震が発生。津波も発生する。

姫路市での被害

- ・建物等の倒壊により死傷者が出る
- ・液状化現象が起こる
- ・火災が発生する
- ・津波による被害が発生する

《内閣府地震被害想定(2012年8月29日)》

- ・姫路市震度6強
- ・姫路市最大津波高 3.0m(満潮時)、119分後
- ・兵庫県内死者 7,400人
- ・兵庫県内全壊家屋 54,800棟



一般的な影響

【ライフライン】

- ・上下水道とガス、電気が停止する
- ・その後、電気、上下水道、ガスの順番で復旧する
- ・復旧に時間を要する

【交通網】

- ・道路、橋梁で一部自動車通行が不可能になる
- ・道路で渋滞が発生し、混乱する。一部歩行困難となる
- ・発生直後は、鉄道の運行が完全に停止する

【情報通信】

- ・発災直後は電話やインターネット等が繋がらない
- ・ラジオ、一部携帯電話が使用できる
- ・その後、ケーブルの復旧に伴い、順次回復する

学校園に対する影響

【子ども】

- ・物品の落下、転倒等により一部の子どもが負傷する
- ・一部の子どもの安否が確認できない
- ・揺れや火災により子どもたちが精神的なダメージを負う
- ・二次避難できなかった子どもが津波被害にあう

【保護者との連絡体制】

- ・電話やインターネットが繋がらず、連絡がとれない
- ・引き渡し体制が整わない中で保護者が集中する
- ・帰宅困難等により来校できない保護者には、子どもの引き渡しができない

【教職員】

- ・物品の落下、転倒、津波等により一部の教職員が負傷する
- ・教職員やその家族の負傷、交通機関の停止等により、一部の教職員が出勤できない
- ・一部の教職員が対応に追われ帰宅できない

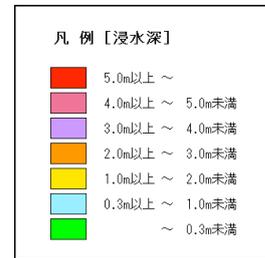
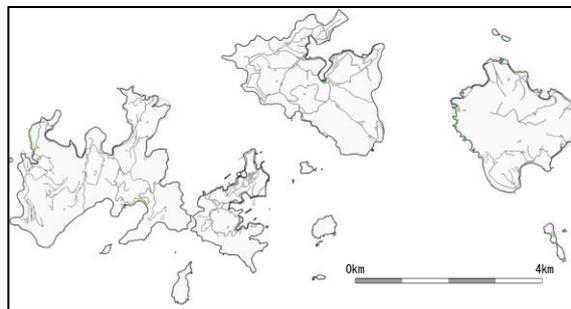
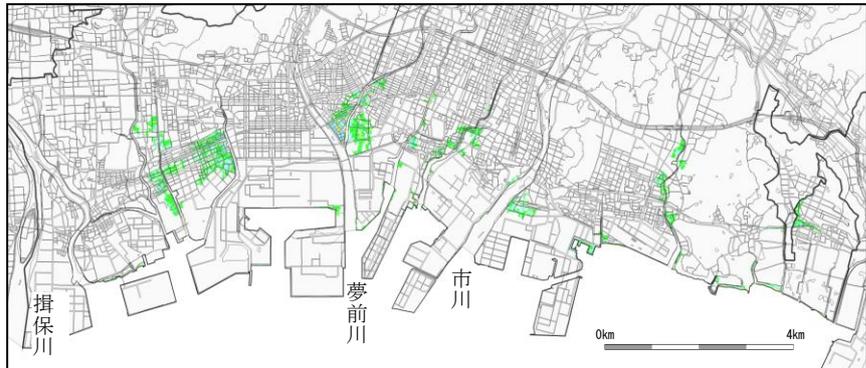
【施設や物品】

- ・学校園内の非構造部材が落下し、破損する
- ・固定していない棚等が移動・転倒し、破損する
- ・海や河口近くの学校園は、津波により施設・物品が流されたり、水に浸かったりする
- ・火災が発生する。屋外運動場の地割れが起こる

【その他】

- ・津波被害から避難しようと高台方面に逃げる人や車と、安否確認で海岸方面に向かう人や車が交錯するため大混乱が起こる
- ・学校園に避難してくる人が続出する（車の乗り入れ、開放しない場所への入室）
- ・避難生活が長期化した場合、授業の再開が遅れる

浸水予想図



〔津波に関する留意点〕

現在、津波被害のおそれの少ない場所に居住している子どもであっても、今後、旅行や校外学習などで、海岸沿いや河川の近くにいることは十分に考えられる。津波注意報や津波警報が発表された場合の行動について、普段から身につけておくことが重要である。

また、遠くで大規模な地震が発生した場合、校外学習や対外試合などで外出している者は地震発生を認知していない可能性がある。津波のおそれがある場合、学校園にいる教職員は、電話等で素早く情報を伝達する。

■津波への対応■（兵庫県地域防災計画）

- ① 強い地震（震度4程度以上）が発生した時又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに海浜から離れ、急いで安全な場所に避難する。
- ② 地震を感じなくても、津波警報が発表されたときは、直ちに海浜から離れ、急いで安全な場所に避難する。
- ③ 正しい情報をラジオ、テレビ、広報車などを通じて入手する。
- ④ 津波注意報でも、海水浴や磯釣りは危険なので行わない。
- ⑤ 津波は繰り返し襲ってくるので、警報、注意報等解除まで気をゆるめない（最低6時間は避難所に滞在する）。
- ⑥ 津波見物は絶対にしない。
- ⑦ 海岸や河川敷からできるだけ遠くの高い所に避難する。
- ⑧ 避難勧告・指示は守り、避難所に避難する（避難所には多くの情報が集まる）。

② 内陸型地震（山崎断層帯地震）で想定される影響

【想定】山崎断層帯主部が同時に連動し、マグニチュード8.0の地震が発生。

姫路市での被害

- ・建物等の倒壊により死傷者が出る
- ・液状化現象が起こる
- ・火災が発生する
- ・崖崩れが起こる

《兵庫県地域防災計画(2012年6月1日)》

- ・姫路市震度7
- ・死者 3,953 人
- ・全壊家屋 64,988 棟
- ・想定被害 1 兆円



一般的な影響

【ライフライン】

- ・上下水道とガス、電気が停止する
- ・その後、電気、上下水道、ガスの順番で復旧する
- ・復旧に時間を要する

【交通網】

- ・道路、橋梁で一部自動車通行が不可能になる
- ・道路で渋滞が発生し、混乱する。一部歩行困難となる
- ・発生直後は、鉄道の運行が完全に停止する

【情報通信】

- ・発災直後は電話やインターネット等が繋がらない
- ・ラジオ、一部携帯電話が使用できる
- ・その後、ケーブルの復旧に伴い、順次回復する

学校園に対する影響

【子ども】

- ・物品の落下、転倒等により一部の子どもが負傷する
- ・一部の子どもの安否が確認できない
- ・揺れや火災により子どもたちが精神的なダメージを負う
- ・自宅の損壊等により一部の子どもが登校できない

【保護者との連絡体制】

- ・電話やインターネットが繋がらず、連絡がとれない
- ・引き渡し体制が整わない中で保護者が集中する
- ・帰宅困難等により来校できない保護者には、子どもの引き渡しができない

【教職員】

- ・物品の落下、転倒等により一部の教職員が負傷する
- ・教職員やその家族の負傷、交通機関の停止等により、一部の教職員が出勤できない
- ・一部の教職員が対応に追われ帰宅できない

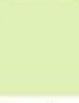
【施設や物品】

- ・学校園内の非構造部材が落下し、破損する
- ・固定していない棚等が移動・転倒し、破損する
- ・火災が発生する
- ・屋外運動場の地割れが起こる

【その他】

- ・学校園に避難してくる人が続出する（車の乗り入れ、開放しない場所への入室）
- ・避難生活が長期化した場合、授業の再開が遅れる

震度階級表〔気象庁震度階級関連解説表〕

	震度 0 人は揺れを感じない。		震度 5弱 多くの人が身の安全を図ろうとする。一部の人は、行動に支障を感じる。
	震度 1 屋内にいる人の一部が、わずかな揺れを感じる。		震度 5強 非常な恐怖を感じる。行動に支障を感じる。
	震度 2 屋内にいる人の多くが、揺れを感じる。眠っている人の一部が、目を覚ます。		震度 6弱 立っていることが困難になる。
	震度 3 屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。恐怖感を覚える人もいる。		震度 6強 立っていることができず、はわないと動くことができない。
	震度 4 かなりの恐怖心があり、一部の人は、身の安全を図ろうとする。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。		震度 7 揺れにほんろうされ、自分の意思で行動できない。

地震から身を守る行動

いつ起こるかわからない地震に備え、あらゆる場面で児童生徒自らが判断し安全を確保できるよう、教職員は、事前または訓練を通して指導しておくとともに、地震発生時には教職員自身の安全を確保しつつ、児童生徒への確かな指示や対応がとれるようにしておくこと。

〔兵庫県 学校防災マニュアル（平成 24 年度改訂版）から〕

場所		教職員の指示・対応	児童生徒の行動
校 内	教室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 近くの窓、壁と反対側に頭を向けて机の下にもぐらせ、机の下にもぐらせ、机の足をしっかりとたせる。 ・ 教職員は、転倒や落下・移動・飛散の恐れのあるものから遠ざけ、身を守る的確な指示を与える。 ・ 安心させるような声をかけ続ける。 ・ 火を消す。ガスの元栓を閉める。電気器具のコンセントを抜く。 ・ 非常口を確保する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 近くの窓、壁と反対側に頭を向けて机の下にもぐり、机の足をしっかり持つ。 ・ 机のない場所では、椅子などの落下物を防げるものの下に隠れる。
	特別教室		<ul style="list-style-type: none"> ・ 実験中であれば、危険物（実験器具棚、調理用具棚、工具棚、実験器具、工具、アイロン、ディスプレイ等）から離れる。
	体育館		<ul style="list-style-type: none"> ・ 体育器具や窓ガラス等から離れ、中央部に集まる。頭部を保護し、姿勢を低くする。（建物の構造物により、柱や壁により添う方がよい場合もある。）
	プール		<ul style="list-style-type: none"> ・ プールのふちに移動し、プールのふちをつかむ。
	廊下 階段		<ul style="list-style-type: none"> ・ 窓ガラス、蛍光灯の落下を避け中央部で姿勢を低くする。近くの教室の机の下にもぐる。
	トイレ		<ul style="list-style-type: none"> ・ 出口を確保する。頭部を保護する。
	運動場 中庭		<ul style="list-style-type: none"> ・ 校舎等からのガラスの飛散や外壁の崩壊フェンスや体育器具等倒壊の危険性のある物から離れる。体を低くする。
校外活動場所		<ul style="list-style-type: none"> ・ 倒壊や火災、爆発のある建物から児童生徒をすばやく遠ざける。 ・ 狭い場所や道路では、塀・看板等の倒壊や落下に注意し、すばやく広い場所に出させる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 室内での初期行動は、校内と同じ。 ・ 電車、バス等乗車中は、乗務員の指示に従う。
通学路等		<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童生徒自らが安全確保できるように事前の指導を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ブロック塀や屋根瓦、児童販売機などから離れ、頭部を保護し安全な場所に身を寄せる。

③ 台風等による風水害で想定される影響

〔想定〕 台風等による記録的な大雨により河川が氾濫し、土砂災害が発生する。
一部に避難勧告が出されている。

姫路市での被害

- ・河川の氾濫により、床上床下浸水が起こる
- ・暴風による建物被害が起こる
- ・増水した河川に流される人が出る
- ・沿岸部では、高潮の被害が出る
- ・山崩れ、崖崩れが起こる
- ・ため池が決壊する



一般的な影響

【ライフライン】

- ・落雷、塩害、断線により、一部に停電が発生する
- ・施設被害による断水が発生する

【交通網】

- ・道路、橋梁で一部自動車通行が不可能になる
- ・渡船の運行が完全に停止する
- ・鉄道やバスのダイヤに乱れが起こる

【情報通信】

- ・停電時の情報収集が難しい
- ・ラジオ、一部携帯電話が使用できる
- ・電話やインターネットがつながりにくい

学校園に対する影響

【子ども】

- ・増水した河川に流される
- ・道路が冠水し、誤って側溝に落ちる子どもがいる
- ・風で飛ばされた物により、一部の子どもが負傷する
- ・学校園から帰宅できない子どもがいる

【保護者との連絡体制】

- ・電話やインターネットが繋がらず、連絡がとれない
- ・引き渡し体制が整わない中で保護者が集中する
- ・帰宅困難等により来校できない保護者には、子どもの引き渡しができない

【教職員】

- ・風で飛ばされた物により、一部の教職員が負傷する
- ・教職員やその家族の負傷、交通機関の停止等により、一部の教職員が出勤できない
- ・一部の教職員が対応に追われ帰宅できない

【施設や物品】

- ・強風により、施設の一部が破損する
- ・窓ガラスが割れて飛散する
- ・土砂崩れや浸水により、物品が流されたり、破損したりする

【その他】

- ・立地条件によって、学校園が孤立する
- ・学校園に避難してくる人が続出する（車の乗り入れ、開放しない場所への入室）
- ・迎えにくる保護者や避難してくる地域住民により、混乱をきたす

水防法・土砂災害防止法の改正による学校園の避難体制について

「水防法等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 31 号）」の施行により、要配慮者利用施設の避難体制の強化を図るため『水防法』及び『土砂災害防止法』が平成 29 年 6 月 19 日に改正された。浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の管理者等は、避難確保計画の作成・避難訓練の実施が義務化された。

5 段階の防災情報と命を守るための行動について

〔姫路市危機管理室「命のパスポート」〕（令和元年作成）



<https://www.city.himeji.lg.jp/bousai/0000008691.html>

〔情報収集のために学校園でできること〕

災害発生が予想される場合は、警戒レベル等の情報を得やすくしておく。
(例) 職員室内でテレビやパソコン(気象庁のホームページ等)をつけたままにする。

〔姫路市立学校園における警報時の登校について〕(平成 31 年 4 月現在)

午前 7 時(小学校の一部・義務教育学校の一部・特別支援学校は 6 時 30 分、高校は 6 時)
現在、姫路市に大雨・洪水・暴風・暴風雪・大雪のいずれかの警報が発表されている

幼稚園 小学校	臨時休業
義務教育学校	前期課程⇒臨時休業 後期課程⇒午前 7 時(一部、午前 6 時 30 分)以降、始業時までの発令については自宅待機 午前 10 時までに警報が解除になった場合は、午後 1 時までに登校する 午前 10 時までに解除されなかった場合は、臨時休業
中学校 高等学校	自宅待機 午前 7 時(高校は 6 時)以降、始業時までの発表についても上記に準ずる 午前 10 時までに警報が解除になった場合は、午後 1 時までに登校する 午前 10 時までに解除されなかった場合は、臨時休業
特別支援学校	臨時休業 姫路市外に居住されている方は、居住地に上記の警報が発表されている場合は、臨時休業 午前 6 時 30 分以降、始業開始時までの発令についても臨時休業

④ 火災で想定される影響

〔想定〕 学校内、理科室より出火。拡大延焼のおそれがある。

姫路市での被害

- ・周辺地域への延焼が起こる
- ・火災に対しての不安が噴出する



一般的な影響

【ライフライン】

- ・断線により、一部に停電が発生する
- ・ガスの供給が一部停止する

【交通網】

- ・消防活動により、一部の道路で通行規制が起こる

【情報通信】

- ・情報は、テレビやラジオで入手できる
- ・ラジオ、一部携帯電話が使用できる
- ・停電時の情報通信は難しい

学校園に対する影響

【子ども】

- ・一部の子どもが火傷をする
- ・煙を吸って動けない子どもがいる
- ・一部の子どもの安否が確認できない
- ・避難している途中で転倒し怪我をする子どもがいる

【保護者との連絡体制】

- ・職員室に延焼のおそれがある場合は連絡ができない
- ・保護者に連絡をとろうとするが、連絡がつかない
- ・保護者からの問い合わせ等により、電話がつながりにくい
- ・引き渡し体制が整わない中で保護者が集中する

【教職員】

- ・一部の教職員が火傷する（消火活動中も含む）
- ・避難誘導中に怪我をする

【施設や物品】

- ・火災により、重要文書や物品が焼失する
- ・消火活動により、物品が破損する

【その他】

- ・学校関係者以外の者や報道機関関係者が学校園周辺に押し寄せる
- ・報道機関の取材対応に追われる
- ・学校園の安全管理への不安が噴出する

学校園における出火事例 [学校危機ガイドライン (兵庫県教育委員会)]

近年、姫路市の学校園において火災は発生していないが、他都市では、理科実験中の火災等の事例が報告されている。

年月・場所	内容
平成24年1月 大阪府住之江区	小学校の理科準備室で爆発が起こり、出火。約30㎡が全焼。直前まで理科室ではカセットガスコンロを使用し、湯を沸かして冷ます実験をしていた。
平成16年9月 徳島県小松市	小学校の理科実験室で教諭がアルコールランプを点検していたところ、そばにあった18L缶に入ったアルコールに引火し、教諭と近くにいた女兒が火傷を負った。

火事発生時の対応(消火活動)について [ひめじ防災プラザ・マンション管理ゼミナール資料より]

火災発生! 初期対応の3原則

出火の現場に居合わせたらまず「通報」、それから「初期消火」「避難」の順番で行動するのが原則です。ただ状況によって優先順位は変わりますので、逃げ遅れないように、あわてず冷静な判断を心がけましょう。

行動1 大声で知らせる!

- 大きな声で「火事だー!」と叫び、隣近所に知らせる。声が出ない場合は、非常ベルを鳴らすか、やかんや鍋など音の出るものをたたきなどして異常を知らせる。
- どんなに小さな火事でも必ず119番に通報する。



行動2 初期消火

- 火がまだ横に広がっているうちは消火が可能。
- 消火器や水だけでなく、座布団や毛布など手近なものを利用する。



行動3 早く逃げる!

- 天井まで火が燃え広がったら消火は困難。無理せず早めに避難する。
- 可能ならば、燃えている部屋の窓やドアを閉め、空気を遮断してから避難する。



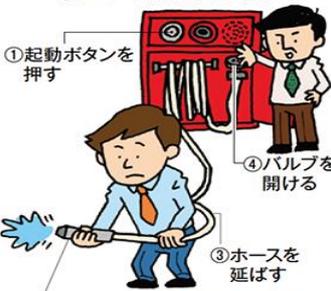
消火器の使い方

- 1 安全ピンに指をかけ、上に引き抜く。
- 2 ホースをはずして火元に向ける。
- 3 レバーを強く握って噴射する。



消火栓の使い方

- 1号消火栓の取り扱い方**
- 1 起動ボタンを押す
 - 2 ホースを格納庫から出す
 - 3 ホースを延ばす
 - 4 バルブを開ける
 - 5 ノズルの開閉弁を開けて放水する



- 2号消火栓の取り扱い方**
- 1 バルブを開ける
 - 2 ホースを延ばす
 - 3 ノズルの開閉弁を開けて放水する



【近隣火災や山火事発生時の留意点】

- ・ 情報を収集し、状況把握を行う
- ・ 子どもたちの安全を確保する
- ・ 煙や有害物質を吸わないよう配慮する
- ・ 火災現場に近づかないように指導する
- ・ 場合によっては一斉下校等を行う

※消防、警察や自衛隊が緊急活動のために、屋外運動場等を利用することがあるので協力する。

姫路市臨海地区特別防災区域について

石油コンビナート等災害防止法では、石油若しくは高圧ガスを大量に貯蔵・取り扱う事業所が所在し、防災上特別の措置を講じることが緊要であると認められる地域を特別防災区域としている。

姫路市では、南部海岸線 19.2 km²が「姫路臨海地区」として指定されている。

⑤ 熱中症で想定される影響

【想定】部活動の子どもが体調不良を訴え次々と倒れる。意識不明の状態も出る

姫路市での被害

- ・姫路市への非難がある
- ・姫路市教育委員会への非難がある



一般的な影響

【ライフライン】

- ・電気、ガス、上下水道は、基本的に通常どおり使用できる

【交通網】

- ・交通手段は、基本的に通常どおり使用できる

【情報通信】

- ・電話やインターネット等は通常どおり使用できる
- ・誤った情報が流れる

学校園に対する影響

【子ども】

- ・複数の子どもが搬送される
- ・行事やクラブ活動等が中止になる
- ・症状が重い場合は、死亡するケースがある
- ・目撃した子どもたちに対する適切な対応が必要になる
- ・周囲の子どもたちの心のサポートが必要になる

【保護者との連絡体制】

- ・保護者に連絡をとろうとするが、連絡がつかない
- ・保護者からの問い合わせ等により、電話がつながりにくい
- ・適切な状況説明がされずに、学校不信がおこる

【教職員】

- ・現場確認、状況確認、保護者対応が必要となる
- ・事故に係る時系列の正確な事実確認(記録)が必要である
- ・教職員に対する非難がある
- ・熱中症対応の課題が浮き彫りとなる

【施設や物品】

- ・熱中症指数計の設置が必要になる
- ・AED等救急備品のさらなる整備が必要になる
- ・学校園内の施設設備の整備が必要になる

【その他】

- ・学校園や教育委員会への不信や不満が噴出する
- ・インターネット上の不適切な情報が錯そうする
- ・報道関係の取材対応や保護者説明会の対応が必要になる

学校園における熱中症の発生状況について 【「熱中症搬送事例（日本スポーツ振興センター）」より】

学年・性別	時期・部活動	内容（体育的部活動）
中2年男	8月 野球部	野球部の練習中、休憩をとって水分補給をして練習に入ろうとしたと直後に体調不良を訴えたので、木陰に入って水をかけて頭を冷やしていたが、両腕がけいれんを始めた。
中3年男	7月 サッカー部	練習から帰宅後、悪寒と頭痛が出現。検温したところ 38.4℃の熱があった。その後、嘔吐や手足のしびれも出て、歩行がやっとの状況になった。病院へ行き、そのまま入院となった。
高1年女	9月 卓球部	気温が高い状況下で、練習場の入口は開放していたが、窓は閉めて練習を行っていた。水分を取りながら2時間ほど練習した頃、頭痛、めまい、手足のしびれが出現し、その場に倒れこんだ。

日本スポーツ振興センター(<http://naash.go.jp/anzen/>)

姫路市消防局管内 熱中症搬送人数 【姫路市防災センターデータより 令和元年11月現在】

	H29	H30	R元
市内搬送者数 (人)	151	270	166
教育機関からの搬送者数(人)	11	36	19



【学校園における熱中症対策について】

熱中症については、環境省「熱中症環境保健マニュアル2018」に詳しく説明されている。発生機序や注意事項等の理解を深め、対策を講じる必要がある。

<対策内容のポイント>

- ・暑さ指数（WBGT）の把握：熱中症チェッカーによる定期的なWBGT測定
：環境省「熱中症予防情報サイト」(<http://www.wbgt.env.go.jp/>)
- ・行事等における注意点の周知
- ・応急処置等の迅速・適確な対応 等

また、保健教育の推進も重要で、実践事例集が日本学校保健会「学校環境衛生活動を生かした保健教育」（平成26年3月）より作成されている。



熱中症チェッカー例

【学校園の熱中症予防における指導上の留意点】

- ① 直射日光の下で、長時間運動やスポーツ、作業をさせることは避ける
- ② 屋外では、帽子をかぶらせ、できるだけ薄着をさせる
- ③ 30分～50分程度で、水分(0.1%～0.2%の食塩水あるいは、スポーツドリンクなど)を補給するよう指示し、適宜休憩を入れる。終了後の水分補給も忘れないこと
- ④ 常に健康観察を行い、子供の健康管理を行うこと
(体調が悪そうなときは必ず声をかけて休ませる)
- ⑤ 心身に不調を感じたらすぐに申し出て休むように指示し、決して無理をさせない
- ⑥ 水筒にスポーツドリンクを入れることも許可する (姫路市教育委員会資料より引用)

⑥ 感染症で想定される影響

〔想定〕 強毒型の新型インフルエンザが発生。不要不急の外出が制限される。

姫路市での被害

- ・高齢者等に死者が出る
- ・未罹患者の不安が高まる
- ・会社や学校園が臨時休業となる
- ・不要不急の外出が制限される
- ・罹患者に対する風評被害が起こる
- ・医療機関に人が押し寄せる
- ・往来の自粛要請がある



一般的な影響

【ライフライン】

- ・電気、ガス、上下水道、基本的に通常どおり使用できる
- ・マスクや医療品等が不足する

【交通網】

- ・交通手段は、基本的に通常どおり使用できる

【情報通信】

- ・情報は、ラジオやテレビで入手できる
- ・電話やインターネット等は通常どおり使用できる
- ・誤った情報が流れる

学校園に対する影響

【子ども】

- ・罹患により、隔離される
- ・罹患者が風評被害にさらされる
- ・未罹患者の不安が高まる
- ・罹患した子どもの心のサポートが必要になる
- ・臨時休業により、学習計画に遅れが生じる
- ・外出の自粛が要請される

【保護者との連絡体制】

- ・保護者に連絡をとろうとするが、連絡がつかない
- ・保護者から問い合わせ等により、電話がつながりにくい
- ・IT 機器の利用で連絡体制を作る必要性が出る

【教職員】

- ・自宅待機の子どもの健康状態等の把握に時間がかかる
- ・本人又は家族の罹患により、出勤できない教職員がいる
- ・IT 機器の利用が必要になる

【施設や物品】

- ・学校園が臨時休業となる
- ・学校園内の消毒が必要な場合がある
- ・マスクや消毒液等が不足して購入できない

【その他】

- ・学校園行事等の中止や延期を含め、教育活動の判断に混乱をきたす

学校園において予防すべき感染症の種類 [学校保健安全法施行規則第 18 条より]

第 1 種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がコロナウイルス属 SARS コロナウイルスであるものに限る。）及び鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザウイルス A 属インフルエンザ A ウイルスであつてその血清型が H5N1 であるものに限る。次号及び第十九条第二号イにおいて「鳥インフルエンザ (H5N1)」という。）新型コロナウイルス感染症
第 2 種	インフルエンザ（鳥インフルエンザ (H5N1) を除く。）、百日咳、麻疹、流行性耳下腺炎、風しん、水痘、咽頭結膜熱、結核及び髄膜炎菌性髄膜炎
第 3 種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎その他の感染症

※その他の感染症… 学校で流行が起こった場合にその流行を防ぐため、必要があれば、校長が学校医の意見を聞き、第 3 種の感染症として措置を講じることができる疾患。

〔例〕 感染性胃腸炎（ノロウイルス感染症、ロタウイルス感染症など）サルモネラ感染症（腸チフスパラチフスを除く）、カンピロバクター感染症、マイコプラズマ感染症、インフルエンザ菌感染症、肺炎球菌感染症、溶連菌感染症、伝染性紅斑、急性細気管支炎（RS ウイルス感染症）EB ウイルス感染症、単純ヘルペス感染症、帯状疱疹、手足口病、ヘルパンギーナ、A 型肝炎、B 型肝炎、伝染性膿痂疹（とびひ）、伝染性軟疣腫（水いぼ）、アタマジラミ、疥癬、皮膚真菌症①カンジダ感染症②白癬感染症、特にトングランズ感染症

〔兵庫県新型インフルエンザ対策計画及び行動計画〕

新型インフルエンザについては、平成 21 年 4 月に兵庫県新型インフルエンザ対策計画、平成 25 年 10 月にはインフルエンザ行動計画が策定された。本計画に基づき、県や市の具体的な対策が進められている。

本計画には、「新型インフルエンザ等が兵庫県内で発生した場合、設置者の判断により、幼稚園・小・中・高等学校に児童生徒等の出席停止又は臨時休業を行うことを要請する。」とある。また、発生に備えた対応についても検討しておくよう示されている。

学校欠席者情報収集システムについて

国立感染症研究所感染症情報センターによる「学校欠席者情報収集システム」において、全国や地域全体の感染症流行状況を把握することができる。

姫路市においても、小・中・高・特別支援学校において入力を行っている。姫路市内の中学校区ごとの流行状況や動向がリアルタイムで検索できる。

[<http://www.syndromic-surveillance.net/gakko/index.html>]

⑦ 食物アレルギー発症で想定される影響

〔想定〕食物アレルギー発症事故が発生。

姫路市での被害

- ・姫路市への非難がある
- ・姫路市教育委員会への非難がある
- ・誹謗中傷等による風評被害が起こる



一般的な影響

【ライフライン】

- ・電気、ガス、上下水道、基本的に通常どおり使用できる

【交通網】

- ・交通手段は、基本的に通常どおり使用できる

【情報通信】

- ・情報は、ラジオやテレビで入手できる
- ・電話やインターネット等は通常どおり使用できる
- ・誤った情報が流れる

学校園に対する影響

【子ども】

- ・救急搬送されるものの死亡が確認される
- ・目撃した子どもたちに対する適切な対応が必要となる
- ・周囲の子どもたちの心のサポートが必要になる

【保護者との連絡体制】

- ・保護者に連絡をとろうとするが、連絡が見つからない
- ・適切な状況説明がされずに、学校不信が起こる

【教職員】

- ・事故に係る時系列の正確な事実確認(記録)が必要である
- ・教職員に対する非難がある
- ・教職員に対する心のサポートが必要となる
- ・食物アレルギー対応マニュアルや救命活動等救急体制が問題となる

【施設や物品】

- ・AED等救急備品のさらなる整備が必要となる

【その他】

- ・学校園や教育委員会への不信や不満が噴出する
- ・インターネット上の不適切な情報が錯綜する
- ・学校関係者以外の者や報道機関等関係者が学校周辺に押し寄せる
- ・報道機関等の取材対応や保護者説明会の対応が必要となる

学校園における食物アレルギーに関わる事故及びヒヤリハット事例

〔姫路市教育委員会〕

年月	内容
平成30年12月	卵・乳・小麦のアレルギーがあり、朝食にアレルギー対応食「豆腐入りみそ汁、ケーキ、ヨーグルト」を喫食し、登校した。陸上教室の早朝練習後、アナフィラキシーを発症し、エピペンを投与した。
平成30年 6月	小麦のアレルギーがあり、沖縄かき揚げは喫食不可。代替食を持参していた。配膳前のチェックがもれ、通常食が配膳され、そのまま喫食した。
平成30年 7月	卵のアレルギーがある。給食当番で、食缶の片付け中、残菜を移しているときにおかずがこぼれた。おかずにうずら卵が入っており、それを手で拾ったため、手の甲が赤くなるアレルギー症状を呈した。
平成23年 4月	卵・そばアレルギーがあり、エピペンを処方されている生徒について、修学旅行での宿泊先の夕食メニューに茶碗蒸しがあったため、代替食を要望していたが、宿泊先で提供されたのは日本そばだった。宿泊先と学校間での代替食の内容確認が十分でなかった。
平成30年 ヒヤリハット	エピペン処方児童は毎朝、登校後、エピペンを職員室に預けることになっていた。預かったエピペンの保管場所は職員室隣の校長室の保管庫と申し合わせていた。預かった職員が誤って、保管庫横の冷蔵庫に保管してしまった。
平成30年 ヒヤリハット	転入時に、「前籍校で、カニを食べて病院受診したことがある」と聞き、対応に向けての書類を整えている最中（転入2日目）、給食後、アレルギー症状を発症し、救急搬送。

※平成23～30年度の事故及びヒヤリハット事例の一部を抜粋して掲載している。

【緊急時の対応】

「緊急時の対応フローチャート」学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン
[\[http://www.gakkohoken.jp/books/archives/51\]](http://www.gakkohoken.jp/books/archives/51)

【食物アレルギー事故の予防と再発防止に向けて】

姫路市食物アレルギー対応マニュアルに基づき、全教職員で取り組むことが重要である。

(取組例)

- ・ 誤食、誤配が起きないように献立内容の確認システムを整備
- ・ 確認作業が形骸化しない工夫
- ・ 当該児童・生徒の自己管理能力を育む取組を実施
- ・ 給食当番、掃除、食物・食材を扱う授業等でアレルギーに
触れない動線を検討
- ・ 宿泊を伴う活動における食事内容や代替食の複数チェック体制
- ・ 転入時の食物アレルギーの有無、対応の要否等の確認を徹底
- ・ 教職員訓練・研修の実施による全教職員の意識を共有化



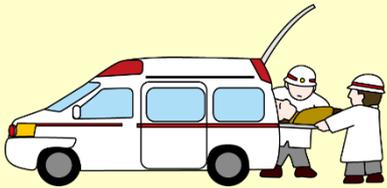
姫路市食物アレルギー対応マニュアル
<http://www.city.himeji.lg.jp/bousai/0000005582.html>

⑧ 交通事故で想定される影響

〔想定〕 下校中の子どもが乗用車にはねられる。意識不明の状態である。

姫路市での被害

- ・交通安全に関する不安が噴出する
- ・周辺道路の安全確保および警備が必要になる



一般的な影響

【ライフライン】

- ・電気、ガス、上下水道は、基本的に通常どおり使用できる

【交通網】

- ・一部の道路で通行規制が起こる
- ・事故現場付近で渋滞が起こる

【情報通信】

- ・電話やインターネット等は通常どおり使用できる
- ・誤った情報が流れる

学校園に対する影響

【子ども】

- ・子どもが負傷、死亡する
- ・一部の子どもが精神的なダメージを負う
- ・被害を受けた子どもや目撃した子どもたちの心のサポートが必要となる

【保護者との連絡体制】

- ・被害者の保護者に連絡をとろうとするが、連絡がつかない
- ・保護者からの問い合わせ等により、電話がつながりにくい

【教職員】

- ・現場確認、状況確認、保護者対応が必要となる
- ・多くの教職員が精神的なダメージを負う
- ・教職員に対する心のサポートが必要となる
- ・交通安全指導、通学路の安全確認の再徹底が必要となる

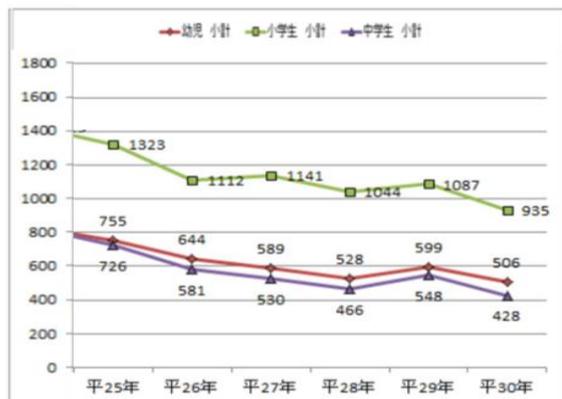
【施設や物品】

- ・学校園内の施設や物品に特に影響はない

【その他】

- ・報道機関等の取材により、現場が混乱する
- ・状況に応じて、通学路の変更が必要となる

〔学業別死傷者数〕

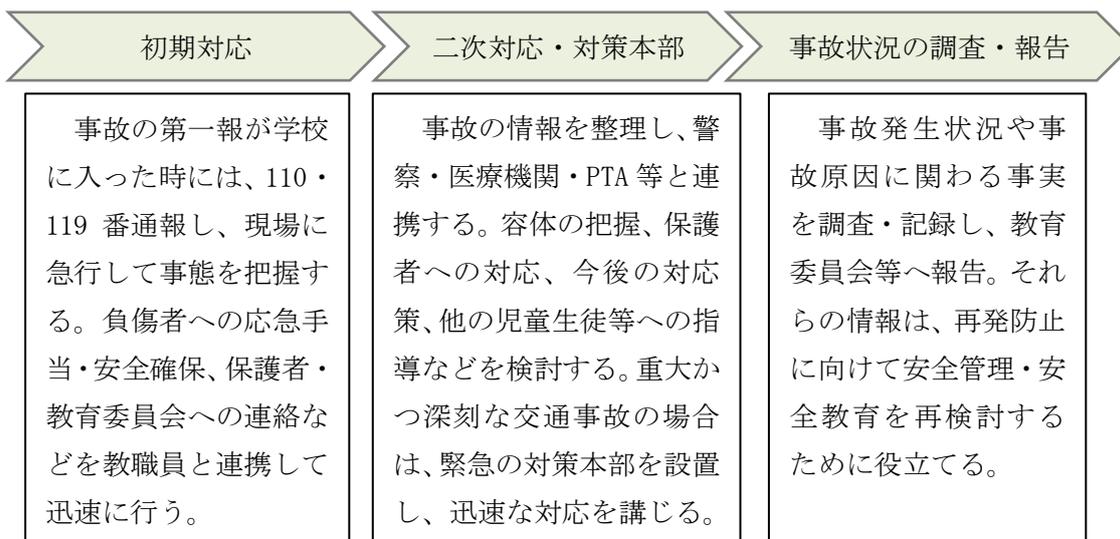


平成 30 年中の子どもの死傷者数 (1,869 人) を学業別で見ると、「小学生」が 935 人と最も多く、全体の 50.0% を占めている。

平成 25 年以降の子どもの死傷者数を学業別にみると、すべての学業で減少傾向にあるが、依然として小学校低学年の死傷者数が多い。

〔交通事故発生時の対応について(例)〕

交通事故が発生した場合、管理職の判断の下、以下の対応が必要。



当事者となった児童生徒等への対応

児童生徒等が事故当事者になった場合、自らの力で適切な対応ができないことも踏まえ、事故後の行動等を確認し、支援・指導を行う。

心のケア

事故の体験で心に深い傷を負った場合は、専門家による心のケアへの支援が必要となる。当事者以外の児童生徒等も含め適切なケアが求められるので、教職員による心のケアとスクールカウンセラー等との連携が不可欠となる。 参考資料→P78

<参考>文部科学省「学校の危機管理マニュアル作成の手引き」(平成 30 年度 2 月)
http://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/_icsFiles/afieldfile/2019/05/07/1401870_01.pdf

⑨ 学校園内事故で想定される影響（死亡事故）

〔想定〕 学校園内において、いじめによる自殺と思われる死亡事故が発生する。

姫路市での被害

- ・姫路市への非難がある
- ・姫路市教育委員会への非難がある
- ・誹謗中傷等による風評被害が起こる



一般的な影響

【ライフライン】

- ・ライフラインには特に影響はない

【交通網】

- ・交通手段は、基本的に通常どおり使用できる

【情報通信】

- ・苦情や問い合わせ等により、電話がつながりにくい

学校園に対する影響

【子ども】

- ・救急搬送されるものの死亡が確認される
- ・目撃した子どもたちに対する適切な対応が必要となる
- ・子どもたちへのアンケート等状況調査が必要となる
- ・子どもたちが過剰な報道機関等の取材にあう
- ・周囲の子どもたちの心のサポートが必要となる

【保護者との連絡体制】

- ・保護者に連絡をとろうとするが、連絡がつかない
- ・適切な状況説明がされずに、学校不信が起こる
- ・保護者会の開催が必要となる

【教職員】

- ・事故に係る時系列の正確な事実確認(記録)が必要である
- ・教職員に対する非難がある
- ・教職員に対する心のサポートが必要となる
- ・関係機関への連絡をとろうとするが、連絡がつかない
- ・生徒指導や安全指導の再徹底が必要となる

【施設や物品】

- ・施設設備の再点検実施が必要となる
- ・AED 等救急備品のさらなる整備が必要となる

【その他】

- ・学校園や教育委員会への不信や不満が噴出する
- ・事故に係る医療費等に関するトラブルが発生する
- ・インターネット上の不適切な情報が錯綜する

学校管理下における学校事故発生について

〔姫路市における学校事故発生件数の推移〕（令和元年 姫路市学校保健年報より）

学校種	項目	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
幼稚園	在籍者(人)	2,473	2,390	2,190	1,906
	発生件数(件)	63	64	44	40
	発生率(%)	2.55	2.68	2.01	2.09
小学校	在籍者(人)	30,454	30,067	29,899	29,749
	発生件数(件)	2,011	1,955	1,803	1,726
	発生率(%)	6.60	6.50	6.03	5.80
中学校	在籍者(人)	15,667	15,168	14,631	14,262
	発生件数(件)	2,103	1,745	1,650	1,449
	発生率(%)	13.42	11.50	11.28	10.16
高等学校	在籍者(人)	2,378	2,384	2,344	2,299
	発生件数(件)	313	314	297	285
	発生率(%)	13.16	13.17	12.67	12.40
特別支援学校	在籍者(人)	83	83	75	76
	発生件数(件)	2	1	1	0
	発生率(%)	2.41	1.20	1.33	0.00

・在籍者は5月1日現在を基準

・発生件数は、日本スポーツ振興センター報告数

・発生率は、発生件数÷在籍者×100

参考資料「学校管理下における学校事故 障害・死亡事例」

日本スポーツ振興センターのホームページ「学校安全 Web（災害共済給付）」「学校事故事例検索データベース」において、災害共済給付の対象となった「障害・死亡事例」を検索できる。

[<https://www.jpnpsport.go.jp/anzen/Tabid/822/Default.aspx>]

【いじめについて】

姫路市教育委員会「いじめを許さない学校づくりのために（平成23年9月）」や、文部科学省「学校におけるいじめ問題に関する基本的認識と取組のポイント」、「ネット上のいじめに関する対応マニュアル・事例集（学校・教員向け）」、兵庫県いじめ防止基本方針（平成29年3月改訂）等をもとに、各学校園は、いじめ防止基本方針を策定し、取組をより推進していく。

【子どもの自殺について】

子どもの自殺については、文部科学省「教師が知っておきたい子どもの自殺予防（平成21年3月）」に詳しく説明されている。

また、不幸にして自殺が起きてしまったときの対応は、同省「緊急対応の手引き（平成22年3月）」に示されている。

⑩ 不審者侵入で想定される影響

〔想定〕刃物を持った不審者が侵入し、教室内にいる子どもに危害を加える。

姫路市での被害

- ・姫路市への非難がある
- ・姫路市教育委員会への非難がある
- ・社会的不安が増大する
- ・損害賠償が発生する可能性がある
- ・周辺地域の安全確保および警備が必要になる



一般的な影響

【ライフライン】

- ・電気、ガス、上下水道は、基本的に通常どおり使用できる

【交通網】

- ・一部の道路で通行規制が起こる

【情報通信】

- ・情報は、テレビやラジオ、インターネット等で入手できる
- ・誤った情報が流れる

学校園に対する影響

【子ども】

- ・一部の子どもが負傷、死亡する
- ・子どもたちが逃げ惑い、多くの者が精神的なダメージを負う
- ・被害を受けた子どもや目撃した子どもたちの心のサポートが必要となる

【保護者との連絡体制】

- ・被害者の保護者に連絡を入れるが、連絡がつかない
- ・ニュースを見た保護者が学校園に押し寄せる
- ・保護者からの問い合わせ等により、電話がつながりにくい

【教職員】

- ・子どもたちを守ろうとした教職員が負傷、死亡する
- ・多くの教職員が精神的なダメージを負う
- ・教職員の心のサポートが必要となる
- ・教職員の安全管理や救命活動等救急体制が問題となる

【施設や物品】

- ・現場検証等により、教室等が使用禁止となる
- ・施設や物品が破損する

【その他】

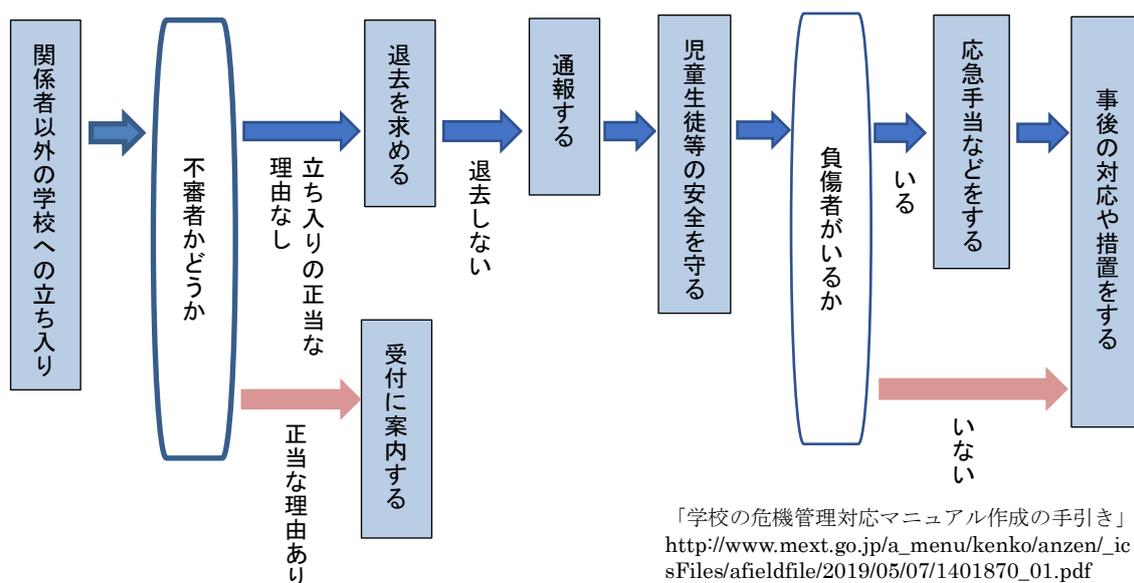
- ・学校園での安全に関する不安が噴出する
- ・学校関係者以外の者や報道機関等関係者が学校園周辺に押し寄せる
- ・報道機関等の取材対応や保護者説明会の対応が必要となる

学校園の管理下で不審者による過去の事件

〔学校危機ガイドライン（兵庫県教育委員会）等より〕

年月・場所	内容
平成 13 年 6 月 大阪府池田市	池田市の小学校に男（37）が乱入し、出刃包丁で児童らに切りつける。教諭 2 名を含む 23 人が刺され、児童 8 人が死亡、15 人が重軽傷を負う。男は教諭らに取り押さえられ、殺人未遂の現行犯で逮捕となる。
平成 17 年 12 月 兵庫県神戸市	神戸市の高校に男（31）が侵入して、2 階廊下を歩いているところを教諭が発見。挙動不審のため通報。建造物侵入容疑で逮捕となる。
平成 17 年 2 月 大阪府寝屋川市	寝屋川市の小学校に卒業生である少年（17）が侵入。男性教諭が声をかけ、職員室へ案内しているところを背後から刃物で刺し死亡させる。その後、女性教諭と栄養士を刺す。刃物を持ったまま煙草を吸っている少年を警察官が確保。殺人未遂の現行犯で逮捕となる。
令和元年 5 月 神奈川県川崎市	川崎市の路上で、スクールバスを待っていた小学生の児童や保護者らが近づいてきた男（51）に相次いで刺された。加害者は、終始無言のまま待機列の後方から駆け足で襲撃した。児童 1 人が死亡し、16 人が負傷した。犯行の直後に自らも刃物で刺し死亡。

〔「不審者の立ち入り」への緊急対応（例）〕



〔姫路市立学校園における「不審者立ち入り」に対する備え（例）〕

カメラ付 インターフォン	スクールヘルパー室	県警ホットライン	さすまた	保健室緊急ブザー
				
◆教職員訓練	参考資料 P77			
◆学習・実践	参考資料 P98・P99			

(3) 自校園で起こりうる学校災害

各学校園では、姫路市共通の10の学校災害に加え、立地条件等を考慮した自校園独自の学校災害について、何が起こり、どのようなことに気をつけるべきかを検討する。

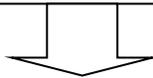
① 姫路市共通の学校災害

- 海溝型地震（南海トラフ巨大地震と津波）
- 内陸型地震（山崎断層帯地震）
- 台風等による風水害
- 火災
- 交通事故
- 感染症
- 熱中症
- 食物アレルギー
- 不審者侵入
- 学校園内事故（死亡事故）

② 自校園独自に想定する学校災害

[例]

- 光化学スモッグ
- 洪水
- コンビナート火災
- 山崩れ・土砂崩れ
- ため池災害
- 高潮
- 毒虫等による被害
- 等



◎ 何が起こり、どのようなことに気をつけるべきかを検討する。

- ・基本的には、子どもたちが学校管理下にある場合を想定
- ・「姫路市での被害」「一般的な影響」「学校園に対する影響」について検討

■ 被害の想定に参考となる資料等

◇ 姫路市地域防災計画・姫路市水防計画について

[<https://www.city.himeji.lg.jp/bousai/0000004062.html>]

◇ 姫路市Webマップ

[<https://www.sonicweb-asp.jp/himeji/>]

◇ 姫路市保健所 予防課 [<http://www.city.himeji.lg.jp/s50/hokensho.html>]

◇ 兵庫県CGハザードマップ [<http://www.hazardmap.pref.hyogo.jp/>]

◇ 兵庫県警 [<http://www.police.pref.hyogo.jp/>]

◇ 国土交通省 防災情報提供センター

[<http://www.mlit.go.jp/saigai/bousaijoho/index.html>]

◇ 気象庁 [<http://www.jma.go.jp/jma/index.html>]

※ 各関係機関への照会や被害想定についての相談は、健康教育課 まで

光化学オキシダント（光化学スモッグ）対応について

光化学オキシダント（光化学スモッグ）は、工場や自動車から排出される窒素酸化物及び揮発性有機化合物（VOC）を主体とする一次汚染物質が、太陽光線の照射を受けて光化学反応を起こすことにより発生する二次的な汚染物質である。日差しが強く、気温が高く、風が弱い日等に高濃度になりやすく、注意が必要である。

光化学スモッグ広報等が発令された場合、姫路市教育委員会から右記のようなファックスが送信され、各学校園において対応する。

各学校園長様

姫路市教育委員会
健康教育課

光化学スモッグ広報発令

次のとおり光化学スモッグ広報等が発令されました。

20〇〇年 月 日（ ） :

予報発令

①学校及び施設では、できるだけ屋外での運動をさけ、屋内に入る。

②目に、刺激や痛みを感じた人は、洗眼をする。

③のど、鼻に刺激や痛みを感じた人は、うがいをする。

④症状のひどい人は、医師の指示を受ける

解除については、環境省大気汚染物質広域監視システム「そらまめ君」のホームページをご覧ください。

☆各中学校区の緊急連絡網により市立学校園に連絡願います。

その他、発令状況や解除についての情報は、下記の環境省大気汚染物質広域監視システム「そらまめ君」ホームページ [<http://soramame.taiki.go.jp/>] を参照する。



山崎断層帯地震とは

〔姫路市地域防災計画（地震災害対策計画）令和元年度修正 P17 より〕

〔山崎断層帯地震〕

山崎断層帯地震は、那岐山（なぎせん）断層帯、山崎断層帯主部、草谷断層の3つの起震断層に区分される。那岐山断層帯は、岡山県苫田（とまた）郡鏡野町から岡山県勝田郡奈義（なぎ）町に至る断層帯である。長さは約 32km で、ほぼ東西方向に延びており、断層帯の北側が南側に対して隆起する断層帯である。山崎断層帯主部は、岡山県美作市勝田町から兵庫県三木市に至る断層帯で、ほぼ西北西－東南東方向に一連の断層が連なるように分布している。全体の長さは約 80km で、主として左横ずれ断層帯である。草谷断層は、三木市から加古川市にかけて分布する断層で、東北東－西南西方向に延びる主として右横ずれの断層である。

山崎断層帯によると推定される過去の地震

〔姫路市史第7巻上 資料編自然 P240 より〕

〔868 年地震〕

868 年 8 月 3 日（貞観 10 年 7 月 8 日）、播磨・山城に地震が発生し、『三代実録』によれば「播磨諸郡の官舎、諸定額寺の堂塔ことごとく頽れ倒る。京都にては垣屋崩るる。」と記載されている。京都ではこの地震の余震と思われる揺れが 7 月 9、13、16、20、21 日、8 月に入っても 10、12、14、16 日と続いたようである。この地震の規模や被害については記録が少ないため、詳細については不明であるが、山崎断層の活動による姫路付近を震源としたマグニチュード ≥ 7.0 の直下型地震と推定されている。

〔1432 年地震〕

1432 年（永享 4）9 月 3 日（旧暦）、「大地震があり、書写、増位、国分寺の堂塔多く倒壊す、事天聴に達す。」とある。

〔1864 年地震〕

1864 年（文久 4）3 月 6 日、神崎郡市川町を震源とするマグニチュード 6.4 の地震。

〔1984 年地震〕

1984 年（昭和 59）5 月 30 日、午前 9 時 39 分に、兵庫県南西部で発生した地震がある。この昭和 59 年の地震はマグニチュード 5.6、震源の深さは 14～19km、山崎断層の南東端で左横ずれの断層が発生し、姫路で震度 4、負傷者 1 名、建物の一部損壊 1、工場の煙突の損壊、窓ガラスが壊れるなどの被害があった。

〔1412 年地震〕

1412 年（応永 19）11 月 14 日（旧暦）暁、「大地震があり、米田東西十里ほどは神舎仏寺人屋破れくつれ、人の打殺さるること多かりけり。」とある。

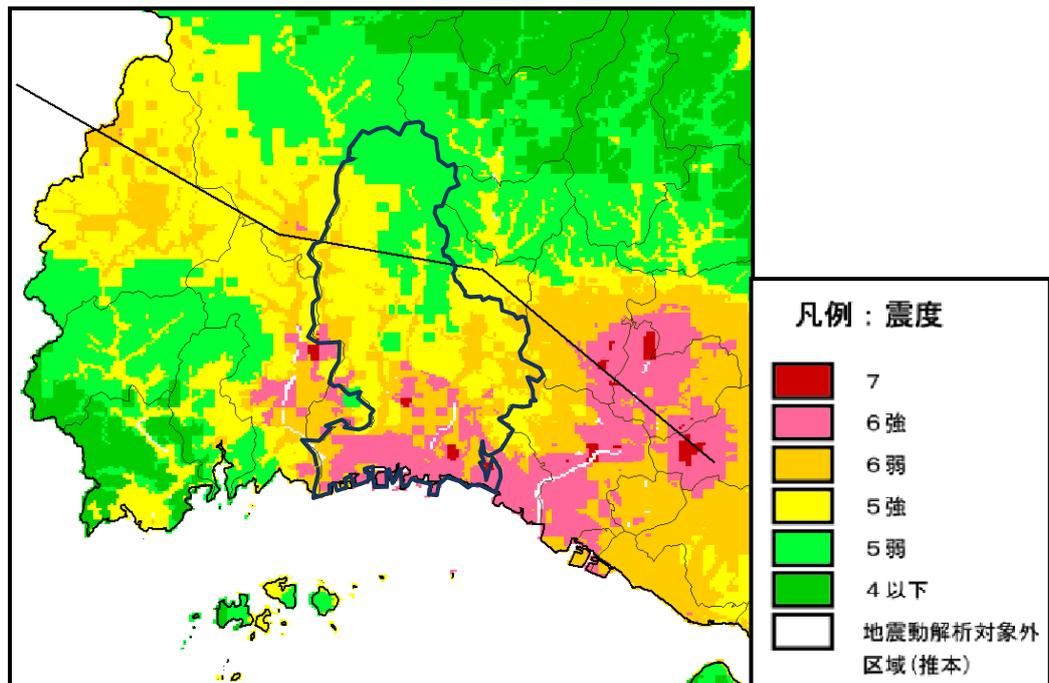
将来の地震発生の可能性〔地震調査研究推進本部地震調査委員会の長期評価(山崎断層帯主部の評価)〕



	将来の活動時の地震規模 (M)		地震発生確率			平均活動間隔(上段)
			30年以内	50年以内	100年以内	最新活動時期(下段)
北西部	7.7程度	連動 8.0程度	0.09%~1%	0.2%~2%	0.4%~4%	約1,800~2,300年
南東部	7.3程度		ほぼ0%~0.01%	ほぼ0%~0.02%	0.003%~0.05%	868年播磨国地震
						3,900年程度
						4世紀~6世紀

(評価時点は全て平成31年1月1日現在)

山崎断層帯地震の想定 (震度分布)



南海トラフ地震とは

〔姫路市地域防災計画（地震災害対策計画）令和元年度修正 P18, 31 より〕

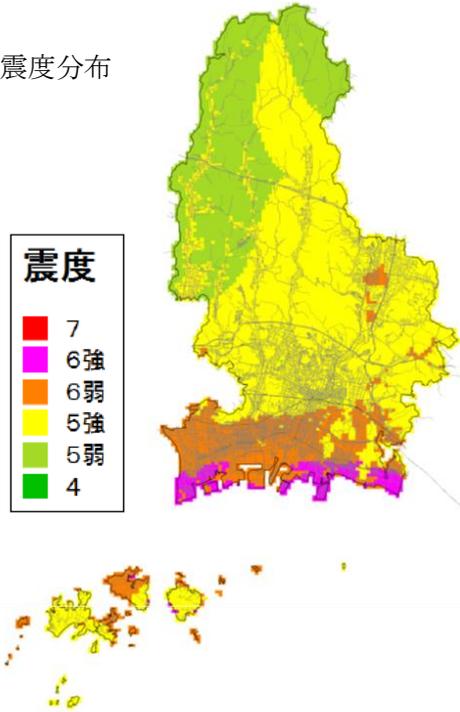
〔南海トラフ地震〕

南海トラフ地震とは、南海トラフ（駿河湾から日向灘沖までの太平洋沖の海底の溝）沿いで発生する最大クラスの地震（M9クラス）のことである。

紀伊水道沖ではM8を超える地震が繰り返し発生しており、古文書等で684年、887年、1099年、1361年、1605年、1707年、1854年、1946年に起きたことが知られている。こうした意味で、比較的サイクルがわかっている地震である。

前回の地震の規模が比較的小さかったことから、次回発生時には、エネルギーの発生が大きくなり、広範囲に及ぶ被害が予想される。また、今回は早まるのではないかという意見もある。

震度分布



南海トラフ巨大地震の想定震源断層域

〔内閣府 南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ「南海トラフの巨大地震による津波高、浸水域、被害想定公表について」報道発表資料一式（平成24年8月29日発表）資料1-1より〕

